

長野県諏訪湖環境研究センター研究管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県諏訪湖環境研究センター(以下「センター」という。)における調査研究(以下「研究」という。)の実施に必要な事項を定め、適正な研究計画の設定、研究の合理的な推進、成果の有効活用等、研究の体系化を図り、センターの研究機能を充実させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、研究及び付帯する業務の構造区分は、次の各号によるものとする。

- (1) 重点研究：社会的ニーズを踏まえた課題の解決に取り組むため、センターが重点的に実施する研究をいう。
 - (2) 前駆的研究：重点研究への移行を見据えて実施する準備段階の研究をいう。
 - (3) 探求型研究：長野県の水環境の保全に寄与することを条件に、研究を行おうとするセンター職員（以下「研究者」という。）が自由な発想に基づき実施する研究をいう。
 - (4) 基盤業務：研究の基盤となる基礎的データの収集・調査等を行う業務をいう。
 - (5) 緊急対応課題：緊急に対応を要する課題の解決のために行う研究をいう。
- 2 この要綱において、研究の実施形態区分は、次の各号によるものとする。
- (1) 単独研究：センターが単独で行う研究をいう。
 - (2) 共同研究：センターがセンター外の者と共同して行う研究をいう。
 - (3) 受託研究：センターが外部の機関から委託を受けて行う研究をいう。
- 3 この要綱において、研究費の区分は、次の各号によるものとする。
- (1) 県単独研究費：県の一般財源等による研究費をいう。
 - (2) 競争的研究費：センター又はセンターが属する共同研究体が外部の機関（以下、「配分機関」という。）に対して研究テーマを提案し採択されることにより、配分される研究費をいう。
 - (3) 受託研究費：外部の機関からの委託費又は補助金を財源とする研究費をいう。

第3条 次に掲げる研究については、第5条以下に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 共同研究については、原則として長野県諏訪湖環境研究センター共同研究実施規程により実施するものとする。
- (2) 受託研究については、原則として長野県諏訪湖環境研究センター受託研究実施規程により実施するものとする。
- (3) 国庫補助事業として行う研究については、国が定めるところにより実施することができるものとする。
- (4) 競争的研究費による研究については、配分機関が定めるところにより実施することができるものとする。

(研究計画決定会議)

第4条 センター長は、第1条の目的を達成するため、別に定める研究計画決定会議を設置する。

(研究計画の作成)

第5条 研究を行おうとするセンター職員(以下「研究者」という。)は、長野県の水環境保全に関する分野で、かつ、センターが行うことが適当であると思料する研究課題を選定し、研究計画書(様式1)を作成し、所属する班長に提出するものとする。

2 班長は、提出された研究計画書について関連事業課及び部内の意見調整を行い、調査研究部長の承認を得たうえで、研究計画決定会議に提出するものとする。

3 競争的研究費による研究及び共同研究にあつては、当該補助金交付要綱等に定める様式により、別に指定する期日(競争的研究費による研究にあつては募集期限の2週間前)までに研究計画書を研究計画決定会議に提出するものとする。

(研究実施の決定)

第6条 計画する研究の実施については研究計画決定会議の審議を経て決定するものとする。

(研究実施状況の報告)

第7条 研究者は、当該年度までの進捗状況について、研究経過報告書(様式2)を作成し、班長及び調査研究部長の承認を得て、研究計画決定会議に提出するものとする。研究計画決定会議で内部評価を行ったのち、必要により外部評価懇談会により外部評価を受けるものとする。

(研究終了報告)

第8条 研究者は、当該計画年度終了後、研究終了報告書(様式3)を作成し、班長及び調査研究部長の承認を得て、研究計画決定会議に提出するものとする。研究計画決定会議で内部評価を行ったのち、必要なものは外部評価懇談会により外部評価を受けるものとする。

(研究成果の公表)

第9条 研究者は、原則として研究終了後、発表会、報告書等で研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究、受託研究等であつて、公表に制限のある研究については、この限りでない。

(研究成果の普及)

第10条 センターは、前条の規定により公表した研究成果のうち、必要と認めるものについて、成果の普及に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要がある場合は別に定めるところによるものとする。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 2 月 25 日から実施する。

(様式 1)

研究計画書 (年度)

No.

提出年月日 年 月 日

1 構造区分	重点研究 前駆的研究 探求型研究 緊急対応課題
2 研究課題名	
3 研究リーダー	
4 研究組織	
5 研究期間	年度から 年度まで (年間)
6 研究費	県単独研究費 競争的研究費 受託研究費

7 研究の背景と目的

8 研究の概要

9 研究の独創性・新規性

10 期待される成果、活用及び波及効果

11 予算

12 研究計画決定会議の意見 (※)

(様式 2)

研究経過報告書 (年度)

No.

提出年月日 年 月 日

1 構造区分	重点研究 前駆的研究 探求型研究 緊急対応課題
2 研究課題名	
3 研究リーダー	
4 研究参加者	
5 研究期間	年度から 年度まで (年間)
6 研究費	県単独研究費 競争的研究費 受託研究費

7 前年度までの進捗状況

8 今年度の成果

9 次年度以降の計画

10 研究成果の発表

11 予算

12 班長の意見 (※)

13 部長の意見 (※)

14 研究計画決定会議の意見 (※)

15 外部評価懇談会の意見 (※)

(様式 3)

研究終了報告書

No.

提出年月日 年 月 日

1 構造区分	重点研究 前駆的研究 探求型研究 緊急対応課題
2 研究課題名	
3 研究リーダー	
4 研究組織	
5 研究期間	年度から 年度まで (年間)
6 研究費	県単独研究費 競争的研究費 受託研究費

7 はじめに

8 研究目標

9 研究内容

10 研究方法

11 研究成果

12 研究期間内における研究成果の発表状況

13 環境政策及び行政施策への活用が見込まれる成果並びに社会への貢献

14 研究目標の達成状況と次への課題

15 班長の意見 (※)

16 部長の意見 (※)

1.7 研究計画決定会議の意見 (※)

1.8 外部評価懇談会の意見 (※)